

月刊

# 土地活用通信

月刊「資産活用通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社がオーナーの資産活用をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や相続税対策、賃貸経営に関する情報などリクエストも大歓迎です！

令和2年11月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会  
〒501-3246  
関市緑ヶ丘2-5-78  
TEL : 0120-337-301  
FAX : 0575-24-5733

## 【国土交通省が開催】 賃貸住宅管理業法の施行に向けた説明会

土地活用方法の中で、アパートやマンションといった共同住宅を検討される方が多いかと思いますが、その際に提案されることが多いのが、一般的にサブリースと呼ばれる方法です。これはサブリース会社がオーナー様から物件を一括して借り上げ、それを入居者に一戸単位で貸すという方法です。オーナー様と入居者様が直接契約をしないため、入退去時の手続き等をオーナー様が行なう必要がありませんし、サブリース会社がオーナー様に家賃を一括して支払うため、家賃の回収等の手間もかからないというメリットがあります。しかし近年、このサブリース契約を巡ったトラブルが多発しており、この状況を受けて今年6月に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が公布されました。12月の施行に向けて、国土交通省がサブリース業者やオーナー様向けの説明会を開催します。

### 〈新制度の概要〉

サブリース業者に対し、「誇大広告等の禁止」、「不当な勧誘等の禁止」、「サブリース契約の締結前における重要事項説明及び書面交付、締結時の書面交付」等を義務づけし、違反者は業務停止等の監督処分、罰則の対象とすることで、サブリース業者とオーナーとの間のサブリース契約の適正化を図っていくこととしています。

### 〈賃貸住宅管理業法の施行に向けた説明会（サブリース規制関係）〉

サブリース業者・オーナーの皆様向けに、法制度の内容やサブリース業者に課される義務や違反となる行為等について、トラブルを未然に防止する観点から、本法制定の趣旨を十分にオーナー様にご理解いただくため、周知・徹底を図るための説明会を開催します。この説明会は、オンラインのテレビ会議システムを使用して開催されます。ご興味のあるオーナー様はぜひご参加ください。本件に関する詳細は、国土交通省公式ホームページより⇒  
ご確認いただきますようお願い致します。

【開催日】

11月19日(木)・11月26日(木)・12月3日(木)・12月10日(木)



岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL:0120-337-301 FAX:0575-24-5733

<http://tochikatsuyo.nodakensetsu.co.jp/>

担当: 苅谷



お問合せは  
コチラまで